

# 平成29年第10回教育委員会議事録

平成29年6月14日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会議事録

日 時 平成29年6月14日（水）午後2時00分～午後2時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音  
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子  
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士  
教育人事企画課長  
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之  
担 当 部 長 中央図書館長  
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 正 田 智 枝 子  
特別支援教育課長 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則  
学校整備課長 和 久 井 伸 男 学校整備担当課長 渡 邊 秀 則  
生涯学習推進課長 本 橋 宏 己 済美教育センター 平 崎 一 美  
所 長  
済美教育センター 大 島 晃 済美教育センター 寺 本 英 雄  
統括指導主事  
済美教育センター 佐 藤 正 明 中央図書館次長 加 藤 貴 幸  
就学前教育担当課長  
副 参 事 倉 島 恭 一  
子どもの居場所づくり担当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法規担当係長 岩 田 晃 司  
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 1 名

## 会議に付した事件

### (議案)

議案第61号 平成29年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則

### (報告事項)

- (1) 平成28年度体罰等実態調査の結果について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

## 目次

### 議案

議案第61号 平成29年度における杉並区学校教育職員の夏季 休暇の特例に関する規則	4
--	---

### 報告事項

#### 1 報告事項

(1) 平成28年度体罰等実態調査の結果について	5
(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	8

**教育長** ただいまから平成29年第10回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員とのご指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案1件、報告事項2件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。

まず、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは日程第1、議案第61号「平成29年度における杉並区学校教育職員の夏季休暇の特例に関する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明させていただきたいと思えます。東京都では、職員のライフ・ワーク・バランスの推進に向け、夏季休暇の計画的な取得を促進する観点から、平成29年度における夏季休暇の取得期間を拡大したところでございます。このことに伴いまして、区費教員につきましても都費教員と同様の取り扱いにするため、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則に定める夏季休暇の特例を定めるものでございます。

それでは、規則の内容についてご説明申し上げます。議案の最後に添付いたしました読替表をご覧ください。第32条第1項に規定されている夏季の期間につきまして、7月1日から9月30日までとしているものを平成29年度におきましては、6月16日から10月15日までと読みかえるものでございます。

最後に施行日でございますが、公布の日から施行することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明についてご意見等ございますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

**教育長** これはこの間、3カ月の間に夏季休暇を取る期間が定められてい

たのをさらに前後に2週間ずれて、要するに4カ月の間にということで  
すね。

**庶務課長** はい。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、ほかにご意見  
がございませんでしたらば、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。

議案第61号につきましては、原案のとおり可決して異議ございません  
か。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第61号につきましては  
原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議を終わります。

引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願い  
いたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1「平成28年度体罰等実態調査の結果につ  
いて」、教育人事企画課長からご説明を申し上げます。

**教育人事企画課長** 私からは「平成28年度体罰等実態調査の結果について」  
ご報告いたします。

これは昨年度、東京都教育委員会が実施いたしました都内公立学校に  
おける体罰等の実態把握調査について、杉並区の案件を報告するもので  
ございます。

調査対象、対象期間、調査方法につきましては記載のとおりでござい  
ます。

結果でございますが、杉並区に係る体罰事案は、小学校で1件、中学  
校で1件でございます。

詳細でございますが、松ノ木小学校においては、平成28年9月、運動  
会の練習時において、指導の指示に従わなかった1年生児童2名に対し、  
都費の臨時的任用教員、いわゆる産休・育休代替教員が児童の頭を1回  
たたいたというものです。富士見丘中学校においては、平成28年6月か  
ら8月の間に、バスケットボール部の部活動指導において、練習中にふ  
ざけていた生徒1名に対し、部活動外部指導員が生徒の腹部をたたいた  
という事案です。

小学校の都費教職員につきましては、東京都教育委員会から昨年度戒  
告の処分が出ており、現在は区内の学校には在籍しておりません。中学

校の外部指導員につきましては、東京都からの処分はありませんが、区内の学校において現在外部指導員を行っておりません。

これまでも体罰等の防止につきましては徹底してきたところではありますが、今後、再発防止としてサービス事故防止の研修や東京都からの資料提供を通して、教職員のサービスの厳正について更なる意識を高めるとともに、管理職等による日常の授業や部活動の観察を通して小まめに指導してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**久保田委員** 日頃から体罰等サービス事故防止の取組、あるいは研修等の取組に感謝を申し上げます。今回、報告がありましたが、これからも引き続き研修等も含めた教育委員会としての対応をよろしくお願いしたいと思います。

1つ質問なのですが、杉並区の数及び全都的な傾向とか、この近年の傾向等も含めて教えていただければと思います。

**教育人事企画課長** 東京都全体の体罰事案はここ3年ぐらい減少していると言われていています。これは体罰の事案ですが、杉並区につきましては本年度2件を今、ご報告させていただきましたが、昨年度はゼロ、一昨年度も1件程度であったと記憶しているところでございます。

1件であろうと2件であろうと、やはり先ほどご指摘いただいたとおり、この体罰というのは子どもの人格を否定するものになりますし、これは決してやってはいけないものであると法でも決められているものでございますので、今後も管理職だけでなく教員の指導に努めてまいりたいと考えております。

**伊井委員** 特にこの部活に関しましては外部指導員が入るということが徐々に認められつつありまして、また、部活だけではなくて学校支援方面や何かの活動によりまして、授業にいろいろな方々が入っていらっしゃるという状況が多く見られると思いますので、そういった点に関しましても、これまでもやっていらっしゃると思いますが、再確認という意味でまたご指導を賜ったり、研修とか、また学校支援本部はコーディネーターの研修とかもございまして、そういった場面でも外部から入られる方々とのかわりについては、もう一度再確認していただけたら

ありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

**教育人事企画課長** 今、ご指摘いただきましたように、現在外部指導員につきましては、一番最初といいますか、来たときに校長がこういうことをしてはいけないとか、そういった指導はしているところがございますが、なかなか全ての学校の外部指導員を集めて一斉に研修というのは現実的に難しいところがございます。各学校で校長がしっかり指導するとともに、先ほどご指摘いただいた学校支援本部とか部活動以外でも入っている方もたくさんいらっしゃいますので、機を捉えて働きかけをしてまいりたいと考えております。

**教育長** 先日、埼玉県で高校の部活動指導で外部から委託された指導者が暴力を振るっているところを撮影されて、まさに殴ったり蹴ったりというところを映されたわけですがけれども、杉並区が進めている外部指導員については、しかるべき機関に依頼をして、スポーツであればコーチングのいろはであるとか、あるいは戦略的な様々な知見であるとか、それから練習のきつさとか多さ、そういったものに対する加減であるとか、スポーツを指導するために必要な技術や知識についてはかなりの経験を積んで力がある人を派遣してもらうようにしているわけです。

ともすると、専門性が高い指導を求めるということと、児童・生徒に高い技術を身につけさせようとするのは、うまくつながらないと、言うところの根性論とか我慢だとかになっていたりとか、なったという話になりがちだけれども、今、杉並が進めている部活動の外部委託は、いわゆる素人が根性論で教える仕組みではなくて、しかるべき技術と能力と資格を持った人が適切に指導するという方向でやっていますので、是非そういうことに対する理解を保護者や地域や区民の方々にも知っていただく努力をする必要があると思います。

今回の外部指導員の暴力行為というか体罰にしても、いわゆる委託をして専門的な技量の高い人に任せるということよりは、どちらかというと地域のスポーツ経験者をお願いしてやってもらったというものです。そういうことに力を貸していただくことは決して悪いことではないし、是非進めていきたいことではあるけれども、子どもに何かを教えるときに必要な技術とか、専門性の高いことを伝えるためには、教える側も教え方についての様々な経験がないといけないということ。これは依頼する側、つまり教育委員会としてもこれから品質の管理というか、内容の

徹底した管理をしていく必要があるので、また改めてこのことは我々の問題としてももう一遍よく意を用いていく必要があると改めて思いました。

是非、この間導入してきている中学校の部活指導の外部の力を活用したあり方について疑念を抱かれたり、あるいは指摘がされないような、むしろ今後の方向性について大いなる期待を持っていただけるような方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**庶務課長** ほかにご意見、よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項1番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、続きまして報告事項2「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長から説明をいたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、平成29年5月分の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

5月分の合計でございますが、全部で40件でございます。内訳は、定例が37件、新規が3件となっております。共催・後援の内訳につきましては、共催が11件、後援が29件でございます。

新規のものでございますが、2ページをご覧ください。新規の後援で、団体名は東京都公園協会。事業名が「古代人のくらし体験アドベンチャー」でございます。次、6ページです。これも新規の後援でございます。ミモザの花～子どもの不登校を考える会。事業名が「子どもが『学校に行きたくない』と言ったら」でございます。

最後の1件でございますが、9ページをご覧ください。こちらは新規の共催でございます。杉並文庫・サークル連絡会。事業名が「杉並文庫・サークル連絡会40周年記念講演会『このよろこびをあのこに～家庭文庫と私』」でございます。

5月は新規が3件ございました。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わりたいと思います。

**教育長** それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会の日程でございますが、6月28日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

**教育長** ありがとうございます。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。